

## 書籍の紹介（自治体研究社の本）

### 地方自治体の補助金にみる 政治的中立性 石川県MICE助成金不交付問題

なぜ、自治体は政治に怯えるのか

榊原 秀訓(著) 926円+税  
発行年月日2018/05/25



副理事長：榊原秀訓（南山大学教授）



自治体問題研究所の会員の皆さんは、2015年に石川県で開催された自治体学校で、宮本憲一氏の記念講演のリーフレットにおける紹介文から自治体学校が「政治活動」に当たるとして、MICE助成金が交付されなかったことをご存知かと思えます。この法的紛争自体は、和解によって終了していますが、不交付の問題点は明らかにしておく必要があると考えたのが、この本の出版の意図です。

MICE助成金の交付にかかわって、この件の特徴は、その交付が石川県によって直接なされたものではなく、公益社団法人である石川県観光連盟によってなされたことです。そのため、石川県は、自らとは関係がないと言わんばかりの対応をとりました。しかし、実際には、観光連盟の事務局は、石川県庁にあり、観光連盟の職員の大半は、職務専念義務を免除されて観光連盟の業務についている県職員です。

また、MICE助成金のもとになっているのは公金で、MICE助成金交付要綱をつくり、それに基づいて交付を行っているので、観光連盟が交付を行うといっても、その要綱を無視することはできないはずで、そして、安倍政権の政策批判を行うことは、なんらかの政治的意味はあるでしょうが、それによって要綱が規定する「政治活動」として、助成金が交

付されるべきでないと考えられるのが最大の論点です。

観光連盟＝県は、県の選挙管理委員会の意見を聞いて不交付としたようです。このことから、不交付は公職選挙法を基礎においているものと推測できます。しかし、自治体学校は、特定の候補者を応援するものではありませんし、公職選挙法によってMICE助成金交付要綱の「政治活動」を判断するのは全く不適切です。むしろ、「政治上の施策（政策）」に対する批判を保障するNPO法の枠組みを参考にすべきだと考えます。

こういったMICE助成金の交付の基準のほかにも、MICE助成金の不交付の手続に関する問題や、先にあげたような観光連盟の実態についても検討をしました。最後に驚いたのは、和解が成立した段階では、実は、観光連盟を通したMICE助成金交付の仕組み自体が変更され、県が直接交付をする仕組みとなっていたことです。交付の仕組みを変更したことの説明や明示的な反省がないのは不誠実な気がします。

資料には、宮本氏の紹介文を掲げるリーフレットやMICE助成金交付要綱なども掲載しました。それらをみながら、助成金における「政治活動」について考えていただければ幸いです。